

令和4年6月分（10月支給分）から児童手当制度が一部変更になります

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください

（1）特例給付の支給に係る所得上限額が設けられます！

⇒所得額により特例給付が支給されない方が発生します。

（2）現況届の提出が不要になります！

⇒毎年6月に提出していた現況届が原則不要になります。

※一部の方は引き続き届の提出が必要です。裏面（2）アをご確認ください。

○上記変更事項の詳細

（1）所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年6月分（10月支給分）から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて児童手当・特例給付新規認定請求書の提出等が必要となります。

毎年6月に所得の更新を行い、申請が必要な場合は対象者に通知を送付する予定です。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、児童手当を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与と所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

**裏面に続きます
必ずご確認ください**

(2) 現況届の省略について

ア 丸亀市では、令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

所得情報等の更新後、追加で確認が必要になった方には通知をお送りします（7月中旬頃を予定）。

マイナンバーによる情報連携を希望しない方は6月中に市までご連絡ください（情報連携による確認は、受給者または配偶者の令和4年1月1日の住所が丸亀市外の方、3歳未満児を養育しており、厚生年金に加入している方のみ対象）。

※ただし、以下の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ①受給者と児童の住民票の住所が異なる方
- ②離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ③配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が丸亀市外の方
- ④支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ⑤法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑥その他、市から提出の案内があった方

イ 以下の変更事項があった方は、その都度市に届け出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④受給者が婚姻、または離婚したとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

受給者または配偶者が公務員の方へ

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から**15日以内**に丸亀市と勤務先に届出・申請をしてください。

- 受給者が新たに公務員になった場合 ○退職等により、公務員でなくなった場合
- 配偶者が公務員であり、配偶者が職場から児童手当を受給することになった場合

※申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなったり、返還が発生したりする場合がありますので、ご注意ください。

お問い合わせ

丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市役所 子育て支援課

TEL : 0877-24-8808

FAX : 0877-35-8894